

広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」協働発行业務要求水準書

1 概要

本要求水準書は、姫路市（以下「市」という。）の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問時に配布する、市の子育て支援に係る各種制度・事業や安心して子どもを育てるための有用な情報記事を掲載した広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」を市と民間事業者等（以下「協働発行业務者」という。）が協働で発行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 発行時期及び発行部数等

(1) 発行時期

- ・ 令和7年度版 令和7年5月中旬予定
- ・ 令和8年度版 令和8年5月中旬予定
- ・ 令和9年度版 令和9年5月中旬予定

(2) 発行部数

4,000部/年（令和8年度及び令和9年度の部数については市と調整を行うこと。）

※広告掲載者等へ提供する部数は含まない。

(3) 配布期間

各年5月～翌年4月

(4) 配布方法

乳児家庭全戸訪問時に手渡しで配布する。

3 規格

名 称 こんにちは赤ちゃん

サ イ ズ A5以上A4以下

ページ数 20ページ以上（表紙・裏表紙を除く）30ページ以下

刷 り 色 フルカラー（3色以上）

製 本 中綴じ

4 業務内容

- (1) 冊子の企画・編集、デザイン・レイアウト、印刷・製本に必要なすべての作業工程および進行管理業務（文字原稿は前年のものをベースとする）
- (2) 原稿作成（表紙、本市の提供する子育て情報、その他育児情報）
- (3) 校正（最低3回以上）
- (4) 広告の募集、審査、掲載
- (5) 納品

5 掲載内容等

既存の冊子（令和6年度発行）に準じた内容を更新し、掲載すること。冊子の制作に必要な行政情報（本市編集部分、本文6ページ程度）については、市が提供する。

- (1) 行政情報

市内の保健センター等、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、おやこの歯科保健事業、乳児健診・子育て相談の案内等の情報を掲載

(2) 育児情報

新生児期～幼児期の子どもを持つ保護者が安心して子どもを育てるために有用な情報記事について、規格ページ数以内で掲載すること。

6 広告の掲載

- (1) 冊子に掲載する企業等の広告は、協働発行事業者が募集すること。
- (2) 掲載する広告は、子育て世帯に有益と認められる広告を中心に選定すること。また、広告の掲載に当たっては、「姫路市広告事業実施要綱」及び「姫路市広告掲載基準」の規定を遵守することとし、広告内容について事前に市の承認を受けること。
- (3) 冊子の全紙面に対する広告の割合は、概ね30%以下とし、掲載位置等については、市と協議のうえ決定すること。
- (4) 広告の掲載により広告主から得られる収入は、協働発行事業者に帰属する。
- (5) 広告募集及び内容に関する一切の責任は、協働発行事業者または広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

7 納品物

(1) 冊子

協働発行事業者は、保健所健康課のほか市が指定する場所（市内約5箇所）に納品すること。

(2) 電子データ

冊子の納品に併せて、全ページ分の電子データ（PDF形式ファイル）を納入すること。

8 費用負担

- (1) 冊子の企画、編集、印刷、製本、納品等に係る費用は、協働発行事業者が募集する広告収入にて全額賄うこととし、市はこれに係る一切の費用を負担しない。
- (2) 協働発行事業者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において、本業務を履行すること。

9 著作権

市が提供する情報に係る部分の著作権は、市に帰属するものとする。

10 責任分担及び問合せ等の対応

- (1) 子育て支援情報など行政情報に関する責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応する。
- (2) 冊子に掲載する広告内容など行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問合せ等があれば事業者が対応する。

11 その他

- (1) 本要求水準書は、冊子の制作に係る基準を示すものであり、規格や発行部数等、これに示す水準を上回ることを妨げるものではない。

- (2) 制作に当たり、全般にわたって市と事業者が連絡、調整しながら行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協働発行业者者と協議のうえ定めるものとする。